

簡易な収入額の申立書 (申請者本人用)

【公的年金給付等受給者】

記載例

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯等）の申立書（請求書）」と一緒にご提出ください。
- 申請者と生計を同じくする扶養義務者などの方がいる場合は、申請書と一緒に「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」もご提出ください。
- 下記にある③の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

令和4年1月1日時点で草津市にお住まいであれば、課税証明書などの書類は必要ありません。給与明細等を参考に、わかる範囲で移入してください。（市で課税情報を確認し、必要であれば修正します。）

①申請者の前々年（令和3年1月～令和3年12月）の年間収入額の合計額を記入してください。

収入の種類	収入の合計額	単位	備考
養育費【A】		円	※児童扶養手当相当額がわかる書類がある場合にご記入ください。
給与収入【B】	5 0 0 0 0 0	円	※給与収入がある場合にご記入ください。課税証明書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入【C】		円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金相当収入【D】 (a-b)	8 2 3 2 4 0	円	※「年金収入【a】-児童扶養手当相当額【b】」で計算した額をご記入ください。
年金収入【a】	1 0 0 6 6 0 0	円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。遺族に対して支給されるものも含まれます。年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
児童扶養手当相当額【b】	1 8 3 3 6 0	円	

令和3年中に支給された額を記入する必要がありますが、大きな変動がなければ、令和4年度の年金額改定通知書などの金額を記入いただいても構いません。（額改定通知書の写しなど、金額の根拠書類は必ず必要です。）

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表（年額）

令和3年12月31日時点での児童数	支給額（年額）	※参考（月額）
児童0人	0円	0円
児童1人	121,920円	10,160円
児童2人	183,000円	15,250円
児童3人	219,600円	18,300円
児童4人	256,200円	21,350円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに36,600円（年額）を記入してください。

労災年金などの遺族補償を受けておられる場合は、その支給額もこちらの収入に含めてください。

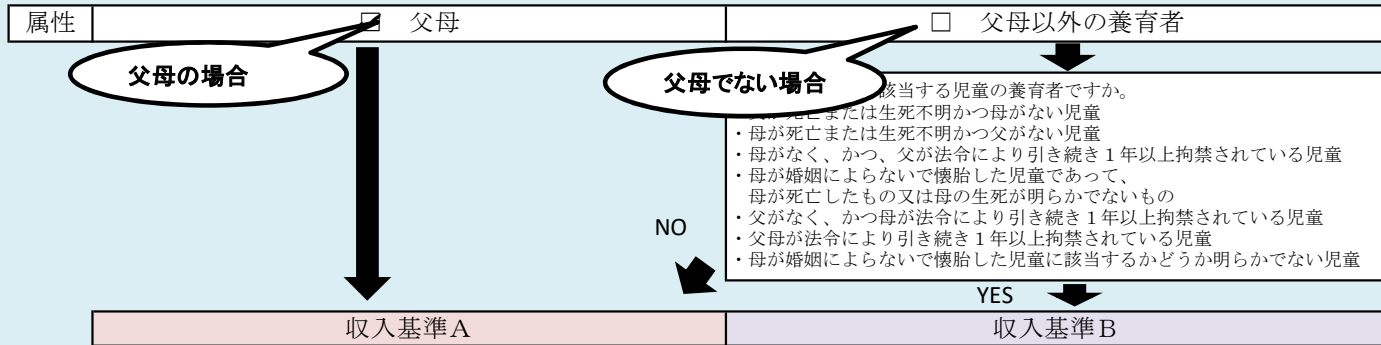
収入の合計額をご記入ください。

1 3 2 3 2 4 0	円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。
---------------	---	----------------------

（次ページに続きます。）

③要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。



(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族（児童含む）または養っている親族以外の児童（令和3年12月31日時点で扶養を行っている者）の氏名をご記入ください。【☆】

収入基準Aの方				収入基準Bの方			
フリガナ	氏名	該当する場合は○		フリガナ	氏名	該当する場合は○	
		16歳以上23歳未満の親族 (◎)	70歳以上の親族、配偶者 (○)			70歳以上 (配偶者以外)の親族	
1	クサツ タロウ 草津 太郎	◎					
2	クサツ ハナヨ 草津 花代						
3							
4							
5							

令和3年12月31日時点の満年齢

記入漏れや記入誤りはないか

(3) (2) でご記入いただいた方的人数にチェックをしてください。

(2) の人数にチェックしてください。		基準額	(2) の人数にチェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数		<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
	0人	3,114,000円		0人	3,725,000円
	1人	3,650,000円		1人	4,200,000円
<input checked="" type="checkbox"/>	2人	4,125,000円		2人	4,675,000円
	3人	4,600,000円		3人	5,150,000円
	4人	5,075,000円		4人	5,625,000円
	5人	5,550,000円		5人	6,100,000円
	人	円		人	円

チェック箇所に誤りはないか確認

収入基準額(i + ii + iii) > 年間収入見込額 ③ になっているか確認
 ※基準額を上回る場合は給付金の対象外となりますが、所得額で判定することで、支給対象となる可能性があります。「簡易な所得額の申立書」の様式で計算してみてください。

(4) 要件に該当するかの計算をおこなってください。

i (3) で選択した基準額	4,125,000	円	i (3) で選択した基準額	円
ii (2) の◎の数×150,000円	150,000	円	ii (2) の◎の数×60,000円	円
iii (2) の○の数×100,000円	円	円	iii (2) の○の数×100,000円	円
収入基準額 (i + ii + iii)	4,275,000	円	収入基準額 (i + ii)	円
	√			√
年間収入額 (表面の②)	1,323,240	円	年間収入額 (表面の②)	円

→【要件】②の年間収入額が収入基準額を下回っていること。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」(ピンク色)の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『√』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【要件】に該当しています。
- 収入額が分かる書類(課税証明書や年金額改定通知書)を提出済みです。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和●年 ●月 ●●日

申請者氏名 草津 花子

すべてにチェック☑し、日付(提出日)・氏名